

○八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金交付要綱

制定 平成31年 3月25日告示第 70号

改正 令和 2年 3月24日告示第 85号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震等による危険コンクリートブロック塀等の倒壊による被害を未然に防止することで市民の生命及び身体を保護するため、危険コンクリートブロック塀等の撤去に要する費用に対し補助金を交付することに関し、八千代市補助金等交付規則（平成17年八千代市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難路沿道等 市長が別に定める避難路の沿道又は避難地に隣接する敷地（避難地境界に接する部分に限る。）をいう。
- (2) コンクリートブロック塀等 避難路沿道等に面して設置されたコンクリートブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀をいう。
- (3) 危険コンクリートブロック塀等 コンクリートブロック塀等のうち、市長が別に定める基準で危険と判断したものをいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、危険コンクリートブロック塀等の全部又は一部の撤去とする。

2 前項に定める一部の撤去は、危険コンクリートブロック塀等の一部を撤去することによりその危険がなくなる場合に限る。

(補助対象者)

第4条 補助金は、危険コンクリートブロック塀等を所有する者（以下「補助対象者」という。）に対して交付するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者とはならない。

- (1) 当該危険コンクリートブロック塀等が設置されている敷地で、既にこの要綱の規定による補助金の交付を受けたことがある者
- (2) 自己が所有するものを自ら撤去する者

(3) 当該危険コンクリートブロック塀等を所有する法人その他の団体

2 補助対象者は、当該補助金の請求及び受領を当該補助金に係る撤去工事を行った者に委任することができる。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、補助事業を遂行するために要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助事業に要する経費の合計額に3分の2を乗じて得た額又は撤去する危険コンクリートブロック塀等の面積1平方メートル当たり6,000円で算出した額のうちいずれか少ない額とし、100,000円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請書等)

第7条 規則第3条第1項の申請書は、八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金交付申請書(第1号様式)によるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助事業に要する費用の見積書の写し及びその内訳書

(2) 撤去する危険コンクリートブロック塀等に関する図面

(3) 土地又は建築物の登記事項証明書その他の当該土地又は建築物の所有者であることを証する書類

(4) その他市長が必要と認める書類

3 当該危険コンクリートブロック塀等の所有者が複数いる場合は、共有者の同意を得て、同意書を提出するものとする。

(補助の条件)

第8条 規則第5条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。

(2) 補助事業の内容の変更をする場合においては、市長の承認を受けること。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受ける

こと。

- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。
- (5) 補助事業の遂行に伴い発生した廃棄物は、適正に処理すること。
- (6) 危険コンクリートブロック塀等の撤去後に建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路又はがけの上に塀又は門柱を建築しないこと。

（決定通知書）

第9条 規則第6条の規定による補助金の交付の可否の決定の通知は、八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金交付決定（却下）通知書（第2号様式）により行うものとする。

（変更承認申請書等）

第10条 規則第8条の承認を受けようとするときは、八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、審査の上、速やかに承認の可否を決定し、その旨を八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金事業変更（中止・廃止）承認（不承認）決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（遅延等の報告）

第11条 第8条第4号に規定する報告は、八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金事業遅延等報告書（第5号様式）により行うものとする。

- 2 市長は、前項の規定による報告があった場合は、その内容を確認し、指示書（第6号様式）により、補助対象者に指示するものとする。

（実績報告書等）

第12条 規則第12条第1項の補助事業等実績報告書は、八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金実績報告書（第7号様式）によるものとする。

- 2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助事業に係る契約書及び領収書の写し

- (2) 補助事業の遂行状況の写真
- (3) 補助事業の遂行に伴い発生した廃棄物の処分報告書
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 第4条第2項の規定により補助金の請求及び受領を撤去工事を行った者に委任するときは、前項第2号から第4号までの書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 前項第1号に掲げる領収書の写しに代えて、当該補助事業に要した費用の請求書の写し及び当該費用の額から補助金の額を差し引いた額の領収書の写し
- (2) 代理受領委任届出書（第8号様式）

4 規則第12条第1項前段の規定による報告は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の2月15日までにしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない理由があると認められるときは、この限りでない。

（確定通知書）

第13条 規則第13条の規定による交付すべき補助金の額の通知は、八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金交付額確定通知書（第9号様式）によるものとする。

（交付請求書）

第14条 規則第15条の規定による補助金の交付の請求は、八千代市危険コンクリートブロック塀等撤去費補助金交付請求書（第10号様式）によるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（令和2年告示第85号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。